

岩手山噴火時等の避難確保計画

【居住地域の単独施設版（緊急退避無し）】

令和〇年〇〇月

施設名：〇〇〇〇〇盛岡店

※緊急退避…避難先（火山現象の影響範囲外）まで距離がある等の理由により、避難の時間的余裕が無い場合に、付近の安全な場所に一時的に緊急避難を行うこと。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の置かれた状況	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	6
4. 防災体制	7
5. 情報伝達及び避難誘導	9
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で 避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報 (臨時) 等が発表された場合	9
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、 避難が必要となった場合	11
5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に 影響を及ぼす噴火に至った場合	14
6. 資器材の配備等 (必要な物資等)	16
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	17
8. 参考資料	18

1. 計画の目的

○○○○○盛岡店（以下「当施設」という。）は、盛岡市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者等（以下「利用者等」という。）に対して、岩手山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の置かれた状況

（1）施設に影響のある火山現象

当施設は、想定火口から概ね〇kmに位置している。施設には、融雪型火山泥流及び降灰による影響が考えられる。融雪型火山泥流は、当施設に到達するまでの時間的余裕がなく、特に警戒を要する。

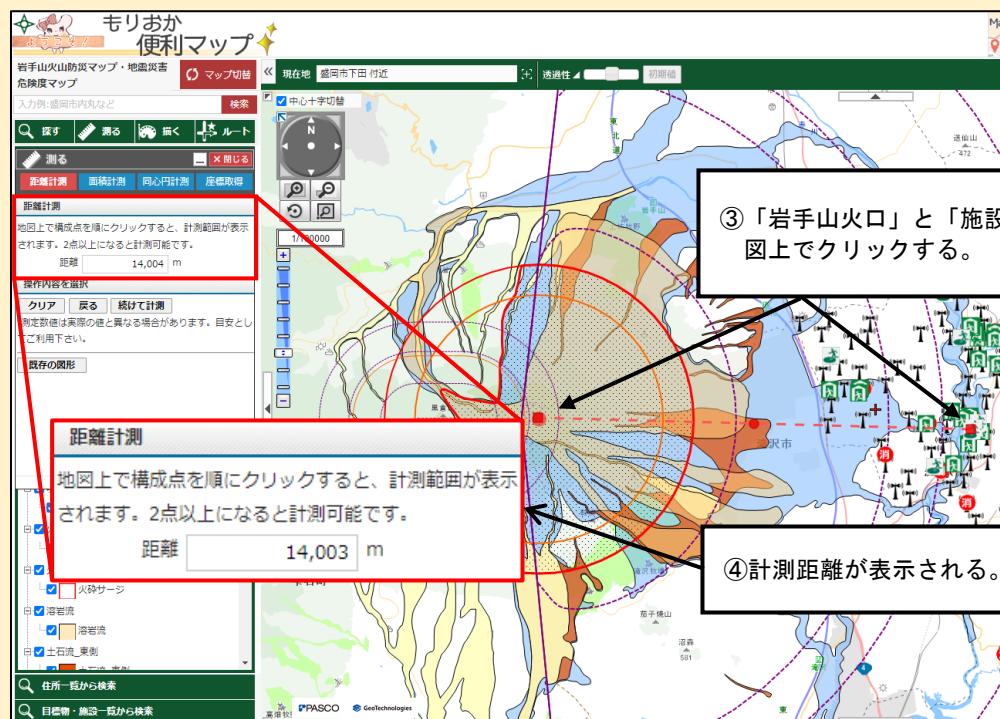
※「[岩手山火山防災マップ](#)」や「[もりおか便利マップ](#)」等を参考に、想定火口からの直線距離（想定火口と施設との距離が最も近い距離）を確認しましょう。

（参考）もりおか便利マップでの距離計測手順



②「測る」を選択する。

①もりおか便利マップをひらき、ページ左側の「岩手山火山防災マップ」にチェックを入れる。



③「岩手山火口」と「施設」の2地点を地図上でクリックする。

④計測距離が表示される。

表1 火山現象の解説

現象名	解説	施設への影響
大きな噴石	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火により無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に影響。 ○ 火口から吹き飛ばされる直径数10cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、弾道を描いて飛来し、短時間で落下。 ○ 到達範囲は火口から2~4km程度。 ■ 屋根・ガラスを打ち破る破壊力。 ■ 噴火したらまずは建物内より安全な場所に緊急退避。 	
降灰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火口から噴き上げられた火山灰や小石が、上空の風により風下側に運ばれながら降下。 ○ 火山灰のうち細かい粒子は、降下側数百km以上にも到達。 ■ 風下側での視界の低下。 ■ 道路への積灰による車の走行支障等の可能性（乾燥時、概ね10cm以上、降雨時、概ね3cm以上を目安）。 ■ 火山灰の重みで木造家屋倒壊の可能性（降雨時、概ね30cm以上を目安）。 ■ 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状の悪化のおそれ。 	○
火碎流・火碎サージ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火碎流：高温の火山灰や火山岩塊等と火山ガスとが一体となって流下。 ○ 火碎サージ：粒状の火山灰を含む、高温の火山ガス。 ○ 大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がる。 ○ 流下速度は時速数十km~百数十km、温度は数百°Cにも達する。 ■ 噴火警報などを活用した事前の避難が必要。 	
融雪型火山泥流（積雪期）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積雪期において噴火に伴う火碎流等の熱によって斜面の雪が溶かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下。 ■ 谷筋や沢沿いから出来るだけ離れる。 ■ 流下速度が大きいことを念頭に、噴火前の避難が原則（避難が間に合わない場合、施設周辺で想定される泥流の深さや到達までの時間に応じて、堅牢な建物の高所にやむを得ず留まることもあり得る）。 	○
溶岩流	<ul style="list-style-type: none"> ○ マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。 ○ 通過域の建物、道路を焼失、埋没させる。 ■ 流下速度は、比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。 ■ 避難路が寸断され孤立化するおそれ。 	
火山ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動により地表に噴出する、水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などが主成分の高温のガス。 ○ 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性。 ■ 刺激臭を感じたら、水で濡らしたタオル等で鼻や口を覆う。 ■ 窪地や谷に入らない、とどまらない。 	

※○を付した火山現象：当施設への影響が想定。

以下に、当施設の位置図を示す。

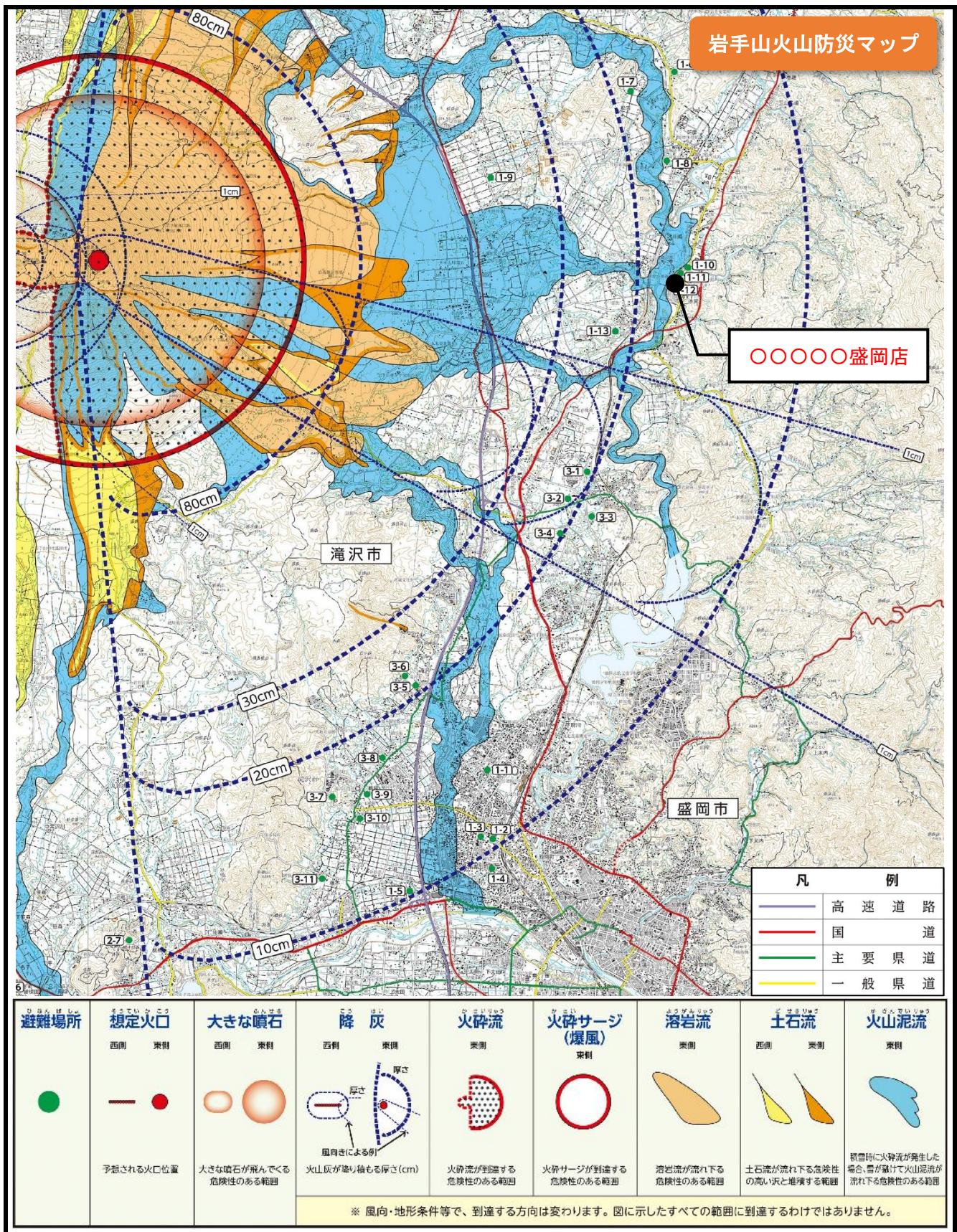


図 1 当施設の位置図

当施設は、噴火警戒レベル5（避難）の立入規制区域内に位置する。

(参考) 岩手山噴火警戒レベルに応じた避難対応（岩手山火山避難計画一部抜粋）

レベル	岩手県	盛岡市・八幡平市 ・滝沢市・零石町	関係機関 (国・警察・消防 等)
5 (避難)	<p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。</p> <p>(住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p> <p>(要配慮者向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p>	<p>(住民等向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火碎流・火碎サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <p>(要配慮者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等） 	<p>(住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・零石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制</p> <p>(規制区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火碎流・火碎サージの影響範囲への立入を規制（レベル4から継続） ・融雪型火山泥流による影響が予想される範囲への立入を規制 ・【資料編】2避難対象地区等を参照 <p>(規制等の措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡平市、滝沢市及び零石町は、レベル4による立入規制を継続する。 ・市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、その影響範囲に対して立入規制を実施する。 ・警察及び道路管理者と連携し、立入規制区域への通行規制を実施する。
4 (高齢者等避難)	<p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</p> <p>(住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p> <p>(要配慮者向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p>	<p>(住民等向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して、避難指示の発令 ・火碎流・火碎サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（立入規制） <p>(要配慮者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） 	<p>(住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・零石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制</p> <p>(規制区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火碎流・火碎サージの影響範囲への立入を規制 ・【資料編】2避難対象地区等を参照 <p>(規制等の措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡平市、滝沢市及び零石町は、火碎流・火碎サージが予想される範囲の立入規制を行うとともに、警察及び道路管理者と連携し通行規制を実施する。
3 (入山規制)	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</p> <p>(住民等向け) 【レベル2における対応と同じ。】</p> <p>(要配慮者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援 	<p>(住民等向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <p>(要配慮者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 	<p>(住民等向け) 【レベル2における対応と同じ。】</p> <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・零石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制</p> <p>(規制区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制 ・【資料編】2避難対象地区等を参照 <p>(規制等の措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。

2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		
	<p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） <p><u>（要配慮者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 	<p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <p>盛岡市・八幡平市・滝沢市・零石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制</p> <p><u>（規制区域）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制 <p><u>（規制等の措置）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。 ・噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。 	
1 (活火山であることに留意)	<p>火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。</p> <p>噴気や火山ガス等の状況に応じて立入規制や注意喚起を実施</p>		

防災対応が必要となる場合と取るべき防災対応の記載箇所との関係は、下表のとおりである。

表2 防災対応の本書での記載箇所（場合別）

防災対応が必要となる場合	防災対応の記載箇所
噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合 (盛岡市：噴火警戒レベル1から3の場合)	5.1 に必要な防災対応を記載
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 (盛岡市：噴火警戒レベル4又は5の場合)	5.2 に必要な防災対応を記載
事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 (盛岡市：噴火警戒レベル5相当の場合)	5.3 に必要な防災対応を記載

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等 (日中のピーク : ○○月の休日の○○時頃 を想定)	
避難を確保すべき対象	
従業員数	最大利用者数
○○人	○○人

※利用者等は特定のシーズンやイベント時など、施設の特性に応じて状況を想定し、その最大人数を記載しましょう。

表4 避難を確保すべき利用者等 (夜間のピーク : ○○月の休日の夜間 を想定)	
避難を確保すべき対象	
従業員数	最大利用者数
○○人	○○人

※施設内に宿泊施設等がある場合は、最大の利用者数が見込まれる時期又はイベント日時を設定しましょう。

当施設周辺の地図を以下に示す。



4. 防災体制

岩手山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表5 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 (盛岡市：噴火警戒レベル5相当の場合)
		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 (盛岡市：噴火警戒レベル4又は5の場合)
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班	噴火警戒レベルの引上げ等があっても火山現象の影響範囲外で避難を必要としない場合 (盛岡市：噴火警戒レベル1から3の場合)
		火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

※施設内で班組織を編成可能な場合、避難を要する状況か否か等の噴火時等の状況に合わせ、管理者及び班の編成を決めましょう。

従業員数が少ない等の理由により、班組織を構成できない場合は、役割を兼務して対応する必要があります。少なくとも情報収集・情報伝達、避難誘導を行う者は必ず記載しましょう。

【当施設の体制図】

当施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

施設	○○○○○盛岡店	
統括管理者 (夜間)	統括 一郎 統括 次郎	・施設の統括
情報班 (班長) (夜間班長)	情報 花子 情報 咲子	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約
避難誘導班 (班長) (夜間班長)	誘導 太郎 誘導 次子	・盛岡市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表6 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	情報 花子
第2位	誘導 太郎

※担当者名が頻繁に変わることの場合は、表記方法を事業所内での役職名等（例：○○部長）としておくことでも構いません。

※施設や避難確保をすべき利用者の特性に応じて、以下のような班を設置することも考えられます。

- 救護班
 - ・利用者等の救護を担う班
- 記録班
 - ・施設対応の記録（時系列等）を担う班

※消防法上の消防計画では「自衛消防の組織」、水防法上の避難確保計画では「防災体制」、福祉施設・病院等の非常災害対策計画では「災害時の人員体制」に関する項目の記載が求められています。

既存の計画で類似の防災体制がある場合には、災害により対応する役割が変わらないようにするために、その防災体制を準用することが望ましいです。

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合（盛岡市：噴火警戒レベル1から3の場合）

（1）情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の確立	盛岡市等からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。
② 情報収集・伝達	「図3 施設の体制図」に基づき、以下の情報収集・伝達を行う。 ・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・その他避難の検討等に必要な情報の収集・伝達

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表8 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先
防災対応時の連絡先	盛岡市	〇〇課〇〇〇係 直通電話：019-000-0000（施設所管課） 危機管理防災課 直通電話：019-603-8031（防災担当課）
参考	その他 関係機関	盛岡地方気象台 固定電話：019-622-7868
		〇〇消防署 固定電話：019-000-0000
		〇〇警察署 固定電話：019-000-0000
	輸送機関	〇〇交通㈱ 固定電話：019-000-0000
		〇〇バス(㈱) 固定電話：019-000-0000
		〇〇タクシー 固定電話：019-000-0000

※施設所管課は次のとおりです。（アドレスの@マーク以降は「@city.morioka.iwate.jp」で共通です。）

施設区分	市担当課	電話番号	ファックス	アドレス
医療施設	保健所指導予防課 医事薬事担当	603-8302	654-5665	hokenyobou@
保育園・児童施設	子育てあんしん課 育成係	613-8347	652-3424	kosodateansin@
	子ども青少年課 企画係	613-8356	622-6211	kodomo@
幼稚園・学校	教育委員会総務課 施設第一係	601-5086	639-9070	edu.soumu@
	施設第二係	613-3088		
老人福祉施設	学務教職員課 学事助成係	639-9044	637-8193	edu.gakumu@
	介護保険課 事業所指定係	626-7562	651-1181	kaigo@
	長寿社会課 生きがい推進係	603-8003	653-2839	chouju@
障がい福祉施設	建築住宅課 住宅係	626-7533	622-6211	kenchikujyutaku@
	障がい福祉課 事業所係	613-8296	625-2589	shogai@
	危機管理防災課 危機防災係	603-8031	622-6211	kikikanri@
	スポーツ推進課 施設整備係	603-8006	603-8015	sports@
	文化国際課 芸術文化係	613-8465	622-6211	bunkakokusai@
集客施設	産業振興課 農政商工係	683-3852	601-5349	tm.sangyou@
	玉山総合事務所総務課 総務係	683-2116	683-1130	tm.soumu@

(2) 利用者等への周知

施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝える。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、岩手山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかります。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。

今後の火山活動や気象庁・盛岡市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、気象庁から岩手山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。

今後の火山活動や気象庁・盛岡市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合（盛岡市：噴火警戒レベル4又は5の場合）

（1）情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表9 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の確立	盛岡市等からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
② 盛岡市との情報共有・協議	盛岡市と以下の情報を共有し、避難等の実施について必要に応じて協議を実施する。 ・噴火警戒レベル等火山活動の情報 ・交通規制等道路情報、公共交通情報 ・施設利用者等の避難状況、被災状況 ・施設及び周辺の被害状況 ・その他避難の実施等に必要な情報

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。

（2）避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

施設は、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや高齢者等避難、避難指示の発令により、避難が必要なことを伝える。
文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、岩手山の噴火警戒レベルが○に上がり、盛岡市から「高齢者等避難」が発令されました。当施設も避難が必要な地域に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに□□□□館への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、岩手山の噴火警戒レベルが○に上がり、盛岡市から「高齢者等避難」が発令されました。この周辺も避難が必要な地域に含まれます。速やかに□□□□館に避難してください。避難に際しては、盛岡市や気象庁等から出される情報に注意してください。
繰り返します・・・・

→ 〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉

「5. 3 事前に噴火警戒レベルの引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合」の文案を参照する。

② □□□□館への避難の実施

※必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所に避難する必要はありません。付近に安全な施設、広場や高台等がある場合は、そちらを避難先として記載しても構いません。
また、具体的な施設等への避難が難しい場合は、「〇〇方面」など避難方向を記載するようしてください。

□□□□館への避難は、以下の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、盛岡市から指示があった場合はこの限りではない。

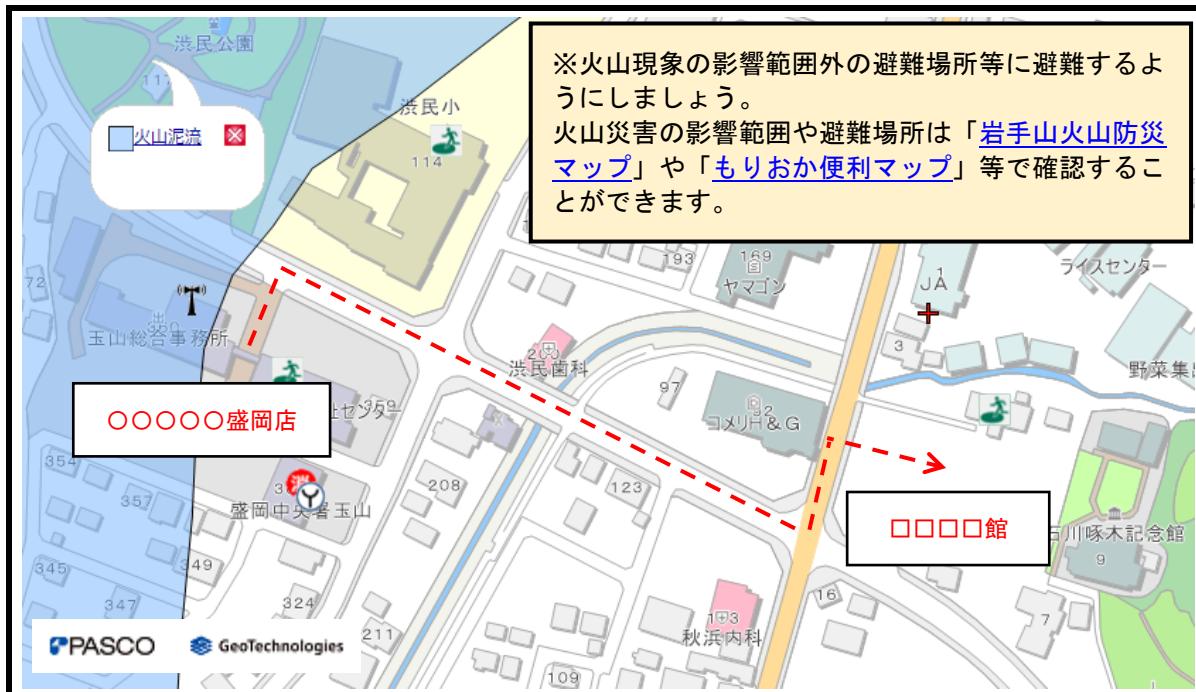


図4 避難先と避難経路

施設所在地	盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号
避難場所	□□□□館（盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号）

避難の手順は以下のとおりである。

表10 □□□□館への避難

手順	施設のとるべき対応
①利用者等の状況把握	当施設全体の避難状況を確認する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、施設所有の車両の手配等により輸送手段を確保する。 輸送手段の確保が困難な場合は、盛岡市との協議により、車両の手配等を要請する。
③避難誘導	□□□□館へ利用者等を避難誘導する。 ※避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急退避
④残留者の確認	施設内に残留者がいないか確認する。
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。
⑥避難完了の確認	統括管理者は、身の安全を確保した上で、当施設全体の避難完了について確認し、盛岡市の施設所管課（表8に記載）へ報告する。

5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（盛岡市：噴火警戒レベル5相当の場合）

（1）情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表11 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の確立	盛岡市等からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
② 盛岡市との情報共有・協議	盛岡市と以下の情報を共有し、避難等の実施について必要に応じて協議を実施する。 <ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベル等火山活動の情報・交通規制等道路情報、公共交通情報・施設利用者等の避難状況、被災状況・施設及び周辺の被害状況・その他避難の実施等に必要な情報
③ 施設内の状況把握	施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 施設及び周辺の被害状況を把握する。

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。

(2) 避難誘導対応

※避難先（火山現象の影響範囲外）まで距離がある等の理由により、避難の時間的余裕が無いことが想定される場合は、付近の安全な場所に一時的に緊急避難を行い、緊急避難後、避難先（火山現象の影響範囲外）まで避難誘導を行うようにしましょう。

① 利用者等への情報伝達

施設の担当者は身の安全を図りつつ、**放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）**で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、□□□□館への避難を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、岩手山が噴火したことを伝え、□□□□館へ避難するよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉

ただ今、岩手山が噴火しました。ただちに、□□□□館へ避難してください。
繰り返します・・・・

〈建物内〉

ただ今、岩手山が噴火しました。
□□□□館へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・

※緊急退避の必要がある施設は、緊急退避先までの経路図等の記載が必要になります。（別様式を御利用ください。）

② □□□□館への避難

盛岡市の避難所開設状況等を確認の上、□□□□館へ施設利用者等の避難を実施する。避難経路は、図4に示した経路を用いる。

避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、盛岡市から指示があった場合はこの限りではない。

避難の手順は以下のとおりである。

表12 □□□□館への避難

手順	施設のとるべき対応
①避難所開設状況等の確認	盛岡市の避難所開設状況を確認し、車両の手配を行う。 必要に応じて、消防等へ負傷者の救助要請を行う。
②避難誘導	避難誘導班は、□□□□館まで施設利用者を避難誘導する。
③施設内の残留者確認	統括管理者は、施設内の残留者を確認する。
④施設関係者の避難	施設関係者についても、□□□□館まで避難する。
⑤避難完了の確認	統括管理者は、身の安全を確保した上で、当施設全体の避難完了について確認し、盛岡市の施設所管課（表8に記載）へ報告する。

なお、避難誘導等の対応途中に「噴火警戒レベル2又は3への引上げ」や「火山現象が施設まで影響しない」等の情報が入った場合は、「5. 1」の対応を参照することとする。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

(1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年〇〇月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表13 保有設備、資器材、備蓄物資一覧

(令和〇年〇〇月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器		
	メガホン		
	案内旗		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
その他	医薬品		
	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ		

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

※融雪型火山泥流の影響が想定される施設では、岩手山の積雪期（11月～4月）前に研修や訓練を実施するようにしましょう。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
勉強会	毎年〇〇月	防災対応要員
情報収集・伝達訓練	毎年〇〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難誘導訓練	毎年〇〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員
研修会（関係機関主催）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合及び計画を変更した場合は、盛岡市の施設所管課（表8に記載）に報告する。

(3) 当施設における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法
平面図（建物内により安全な場所・経路図）	建物内により安全な場所・退避経路	掲示
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	掲示
岩手山のリーフレット（気象庁作成）	規制の範囲や噴火警戒レベルとともに防災対応	掲示と配布
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	掲示
岩手山火山防災マップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布

8. 参考資料

(1) 参考とするべき情報等

収集する 情 報 等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報 ・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒 レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		気象庁
火山の状況 に関する 解説情報	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山活動 解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山 概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山 月報 (防災編)	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。		
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。降灰量に関する情報は、降り積もった際の厚さによって「多量(1mm以上)」「やや多量(0.1mm～1mm)」「少量(0.1mm未満)」の3階級で表現される。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の発令する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。 噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。		テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難指示	市町村長が災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するもの。 噴火警報の発表や噴火警戒レベルの引上げがなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。	市町村	テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

平成19年12月1日運用開始
平成31年3月20日改定

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●融雪型火山泥流または火碎流・火碎サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 <p>過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出火碎流（火碎サージ）は火口から山麓（約4km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4km）まで飛散</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●融雪型火山泥流または火碎流・火碎サージが居住地域まで到達する可能性がある。 <p>過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 <p>過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化</p>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 <p>過去事例 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

※火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。
 ※「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

 気象庁
Japan Meteorological Agency

令和3年12月